早めに始めよう、有効な対策を

生前贈与や遺言、保険、優遇税制などを活用

今年1月からの税制改正を受け、相続・贈与・事業承継への関心が一段と高まるなか、2日間にわたるフォーラムには、多数の中小企業の経営者や資産家などが参加した。相続や事業承継などの専門家からの分かりやすい解説や、今後の経済動向の基調講演などに熱心に聞き入る姿が見られた。

講演　ひ孫の代まで見据えた資産の法人化

税理士法人SBCパートナーズ 代表社員 税理士 **柴田 昇氏**

近年の税制の流れは個人は増税、法人は減税である。個人では富裕層を対象に相続税、所得税の引き上げがあった一方、法人税は約35%から今後も引き下げられる傾向だ。なぜなら、シンガポールや香港は17%、アイルランドは12.5%とまた開きがある。日本人はせぜ城に住めないのか。企業で築き上げた財産（もうけ）を100とすると、個人にその財産を移転すると様々な分割②納税③節税の順に考えていくことが大切だ。まず分割だが、経営者の相続財産の内訳を見ると、分割が難しい自社株や不動産の割合が多い。分割がうまくいかないと相続人の間でトラブルになることも多く、近年、遺産分割事件は年間で1万3000件を超えている。遺産争いが起こらないよう、財産を円満に分割できるように

多彩な法人を活用した賢い相続対策を

金によって子は15、孫は7・5、そして孫の代には3・75まで減ってしまう。日本の金融資産の評価は約60%まで下げることが可能だ。

税制は個人では財産を残しにくい仕組みになっている。

そこで対策を考えたい。金融資産の多い人は資金を出資して資産運用会社を作りその会社で資産運用する。そして役員報酬や役員社宅、退職金を積み立てて保険料などの経費を資産運用会社が支払い、運用益と相殺する手法だ。個人の出資金は株式に変わっているので、相続税評価も自社株式の評価となる。この自社株式の評価は類似業種比準価額の50%と純資産価額の50%（会社規模を小会社と仮定）の2つを加味して算定される。結果、個人の金融資産の評価は約60%まで下げることが可能だ。

次に不動産の多い人（地主）の解決方法はどうか。その不動産を法人に移してしまう手法がある。所得税の最高税率は住民税と合わせ55%だが、法人税は約35%と低い。さらに法人税は下がる傾向だ。子や孫が法人株主になるので法人に内部留保された財産には次世代の相続まで相続税はかからない。また不動産が株式に変わるので登録免許税や不動産取得税等のコストも不要となり贈与しやすくなる。

次に自社株評価の高い人（オーナー社長）はどうか。未上場会社の株式は売却（換金）できない。そうすると納税資金も不足する。その解決方法のひとつは株式移転の方法により所得税等の移転コストをかけずに特定会社を設立して自社株式の評価の上昇を抑制することだ。

もうひとつはすでに子への後継者が設立した新会社に株式を売却する方法だ。これには約20%の所得税や住民税がかかるが、現金化できるメリットがある。3つ目は一般社団法人への売却だ。この法人は株式会社ではないので、持ち分がなく、相続税はかからない。

法人減税のトレンドを生かし、個人の資産をできるだけ法人に移す。そして戦略的に自社株式の生前贈与を行い、相続税の節税を行う。資産を個人で持つ時代は終わった。税理士法人SBCパートナーズ ☎06・6315・1819

講演　～オーナー社長を救った生命保険の活用術～ 税理士だけが知っている相続・事業承継の成功パターン

税理士法人SBCパートナーズ インシュアランス マネージャー **小林 仁氏**

相続・事業承継対策は①考える必要がある。

次に納税だ。相続人は相続時から10カ月以内に相続税を現金で納めなければならない。延納や物納という方法もあるが、条件も多くハードルが高い。相続人がスムーズに納税できるよう、財産を現金として確保できる対策をしておくべきだ。

これらうの対策ができて初めて、節税について考えることができる。相続税を節税できたとしても、遺産争いなどの問題が起こってしまっては意味がないからだ。

節税におけるポイントは、相続時における手持ち現金の割合を増やすこと、自社株などを現金以外の財産の評価を下げることだ。

当社が担当したある会社の社長は、息子に事業承継したいと考えていた。しかし、資産内容から相続税を算出すると、息子には支払いがたい額になることが判明した。

そこで対策として、まず契約者を法人、被保険者を社長、保険受取人を法人として5分の1損金の生命保険に入り、社長への退職金を積み立てることにした。

5年後、社長に退職金を支払うことで法人の利益および純資産が減り、自社株評価が下がった。なお、保険の解約は次の期首に行うのがポイントだ。

こうして自社株評価が下がったタイミングで社長から息子への自社株の贈与を行った。この際、相続時精算課税制度を利用した。同制度は、相続時に自社株評価が上昇していたとしても、贈与時の評価額で相続税を計算できる制度である。自社株の評価額を低い価格で固定しておけるため、相続税が抑えられるわけだ。

こうした対策を取ることで手持ち現金が増えたので他の兄弟とも分割しやすく、納税資金も確保でき、先の3つのポイントをすべて押さえることができた。

事業承継は大切な問題だ。まずは、プロに依頼を相談し、有資産家相続・事業承継対策を進めてほしい。税理士法人SBCパートナーズ ☎06・6315・1819

講演　これで分かる！ 経営者のためのマイナンバー制度

社会保険労務士法人 関総研 代表社員 株式会社関総研アドバイザーズ 取締役 **下村 勝光氏**

2016年1月からマイナンバーの運用が開始する。現在、国民へ個人番号、法人へ法人番号の通知が行われているところだ。まずは雇用保険や国税関係、国民健康保険などがマイナンバーとひも付け管理されるようになる。17年には国の機関との間でひも付けがさらに進んでいく。行政機関が管理する個人情報をインターネット上で確認できる情報提供等記録開示システムが「マイナポータル」も開設され、各種手続きに関する通知の受け取りのほか、クレジットカードによる国税の納付が可能になる。18年には、銀行口座へマイナンバーの連携が始まり、個人資産の把握や税務に関する調査に役立てられる。この時点での連携は任意だが、21年には義務付ける予定だ。

企業としては、従業員のマイナンバーを回収し、社会保険や労働保険などの社会保障、源泉徴収や支払調書などの納税における各種手続きにおいて配入することになる。正確に国民番号を記載し、間違いのないように管理していくかを決めよう。しばらくの間、マイナンバーは所定のやり取りを中心に使用されるが、迫って来ている。新しい時代を迎えるという意識を持ってもらいたい。

考えなければならない課題は、今後の資産管理は大きく変わっていくだろう